

# 大阪市職員共済組合運営規則

(昭和 37 年 12 月 1 日制定)

最近改正令和 5 年 4 月 1 日

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この運営規則は、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号。以下「法」という。)第 17 条の規定に基づき、大阪市職員共済組合(以下「組合」という。)の業務の執行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (業務執行の基本原則)

第 2 条 組合の業務は法令、大阪市職員共済組合定款(以下「定款」という。)、この運営規則その他の規程の定めるところに従い、厳正かつ確実に執行されなければならない。

### (所属所)

第 3 条 定款第 4 条第 1 項の規定により、理事長が所属所を定める場合には、大阪市事務分掌条例(昭和 38 年大阪市条例第 31 号)第 1 条及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 2 条に規定する局並びにこれに相当する組織を基準として定めるものとする。

### (権限の委任等)

第 4 条 理事長は、その権限に属する事務の一部を理事、事務局長その他の組合員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

2 理事長は、その権限に属する事務の一部を所属所長に委任することができる。

## 第 2 章 組合員

### (組合員の異動報告)

第 5 条 所属所長は、その所属の組合員が次の各号の 1 に該当するに至ったときは、遅滞なく、その異動の報告を理事長にしなければならない。

- (1) 新たに当該所属所の組合員となつたとき
- (2) 組合員の種別に異動があつたとき
- (3) 当該所属所に属する組合員でなくなつたとき

### (被扶養者の申告等の手続)

第 6 条 組合員(任意継続組合員を除く。)が地方公務員等共済組合法施行規程(昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号。以下「施行規程」という。)第 3 章の規定による被扶養者申告書、組合員証等再交付申請書、加入期間等報告書、履歴書若しくは組合員資格取得届書等又は関係書類その他組合が別に定める書類を組合に提出する場合には、所属所長を経て理事長に提出しなければならない。

2 施行規程第 3 章の規定による組合員証、組合員被扶養者証又は高齢受給者証の交付は、理事長が所属所長を経てしなければならない。ただし、任意継続組

合員についてはこの限りでない。

### 第 3 章 給付

(給付の請求等の手続)

第 7 条 第 6 条第 1 項の規定は、組合員が施行規程第 4 章の規定により特別療養証明書交付申請書若しくは組合員証等再交付申請書又は給付の請求書若しくは関係書類を組合に提出する場合について、同条第 2 項の規定は、施行規程第 109 条の規定により特別療養証明書を組合員に交付する場合、又は施行規程第 119 条の規定により組合員に通知する場合について準用する。

2 前項の規定は、組合員であつた者又はその遺族若しくは相続人（任意継続組合員は除く。）が提出する場合において準用する。この場合において「所属所長」とあるものは、「組合員であつた者に係るもとの所属所長」と読み替えるものとする。

(給付金明細簿)

第 7 条の 2 理事長は、短期給付の支払をしたときは、所属所名、請求者名、請求区分、請求金額、支払年月日及び支払金額等について、明細簿を作成して整理しなければならない。

(社会保険診療報酬支払基金との契約)

第 7 条の 3 組合は、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）との契約により、次の各号に掲げる事務を基金に委託するものとする。

(1) 保険医療機関若しくは指定訪問看護事業者又は保険薬局に対する組合員及び被扶養者の療養の費用の支払に関する事務（当該療養の給付の審査を含む。次項において同じ。）

(2) 組合員の出産費及び家族出産費（以下この号において「出産費等」という。）の支給申請並びに受取に係る代理契約を締結した者に対する正常分娩に係る出産費等の支払に関する事務

2 前項の契約は、第 4 条の規定にかかわらず、理事長でなければすることができない。ただし、理事長が特に必要があると認めたときは、当該契約をすることについて組合員以外の者に委任することができる。

3 理事長又はその委任を受けた者は、前項の契約をしようとする場合には、契約の目的、委託金の額、支払金請求の手続、事務費の額、契約の期間その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

(国民健康保険中央会との契約)

第 7 条の 3 の 2 組合は、公益社団法人国民健康保険中央会との契約により、法第 63 条第 2 項の規定により出産費の受給権を有する組合員であつた者に代わり出産費を代理受領する国民健康保険の保険者に対し、組合が支払うべき出産費の支払に関する事務を大阪府国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

2 前項の契約は、第 4 条の規定にかかわらず、理事長でなければすることが

できない。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、当該契約をすることについて組合員以外の者に委任することができる。

- 3 理事長又はその委任を受けた者は、前項の契約をしようとする場合には、契約の目的、支払金請求の手續、事務費の額、契約の期間その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

(資格喪失後の給付)

第7条の4 組合員の資格喪失後における療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、出産費、家族埋葬料、傷病手当金又は出産手当金を受けるべき者が、他の組合の組合員(他の法律に基づく共済組合でこれらの給付に相当する給付を行うものの組合員その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。)の資格を取得したときは、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。(休業手当金の給付事由及び期間)

第7条の5 法第70条第1項第5号に規定する運営規則で定める事由は、組合員の配偶者(届出をしてないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)、子又は父母で、被扶養者でないものの病気又は負傷とし、期間は、7日以内とする。

(給付期間の満了の通知)

第7条の6 理事長は、療養を受けている組合員又は被扶養者が法第61条第1項の規定に該当するに至ったときは、組合員、現に療養を受けている医療機関及び基金にその旨を通知するものとする。

(添付書類の省略)

第8条 2以上の給付を同時に請求する場合において、これらの給付の請求の際添付すべき書類が同一であるときは、1の添付書類によりこれらの給付を請求することができる。この場合においては、添付書類を省略した請求書の余白に当該他の請求書の名称その他必要な事項を記載しなければならない。

- 2 同一の給付事由による傷病手当金、出産手当金又は休業手当金を2回以上にわたって請求する場合には、次回以後の請求についてその添付書類を省略することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(地方公営企業法の規定の適用を受ける職員の報酬等)

第8条の2 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第17条第1項及び附則第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受ける職員に係る地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号。以下「令」という。)第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第38条第1項に規定する給与のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手

当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

2 地方公営企業法第 38 条の規定の適用を受ける職員に係る例第 5 条の 2 第 2 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第 38 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与とする。

（派遣職員の報酬等）

第 8 条の 3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和 62 年法律第 78 号。以下「派遣法」という。)第 2 条第 1 項及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和 63 年大阪市条例第 14 号。以下「派遣条例」という。)第 2 条の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)である組合員に係る令第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第 7 条に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

2 派遣職員に係る令第 5 条の 2 第 2 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、派遣法第 7 条に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与とする。

（継続長期組合員の報酬等）

第 8 条の 4 継続長期組合員（法第 140 条第 2 項に規定する継続長期組合員をいう。次項において同じ。）に係る令第 40 条第 3 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

2 継続長期組合員に係る令第 40 条第 3 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、

特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与とする。

(公益的法人等派遣職員の報酬等)

第 8 条の 5 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号)第 2 条第 1 項の規定により派遣された者(次項において「公益的法人等派遣職員」という。)に係る令第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第 2 条第 3 項に規定する報酬及び同法第 6 条第 2 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)並びに退職手当に相当する報酬及び給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与を除いたものとする。

2 公益的法人等派遣職員に係る令第 5 条の 2 第 2 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 2 条第 3 項に規定する報酬及び同法第 6 条第 2 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当並びに任期付研究員業績手当に相当する報酬及び給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与とする。

(職員引継一般地方独立行政法人の役職員の報酬等)

第 8 条の 6 法第 141 条の 2 に規定する職員引継一般地方独立行政法人の役職員に係る令第 41 条の 2 に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 56 条第 1 項において準用する同法第 48 条第 1 項に規定する報酬又は同法第 57 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する報酬又は給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与を除いたものとする。

2 職員引継一般地方独立行政法人等の役職員に係る令第 41 条の 2 に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第 56 条第 1 項において準用する同法第 48 条第 1 項に規定する報酬又は同法第 57 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬又は給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与とする。

(生存確認の届出及び加給年金額対象者に関する現況の届出)

第 9 条 施行規程第 156 条の 3 第 1 項及び第 157 条第 1 項の規定により組合が

定める日は、理事長が定める日とする。

#### 第 4 章 福祉事業

(福祉事業)

第 10 条 定款第 33 条の規定により組合が行なう福祉事業に関する規程については、理事長が組合会の議決を経て別に定める。

#### 第 5 章 掛金及び負担金

(過払込みの掛金等)

第 11 条 法第 115 条第 1 項の給与支給機関が組合員の掛金を超過して組合に払い込んだときは、組合は、その超過した部分をその者の次回の掛金等に充てるものとする。ただし、その者が組合員の資格を喪失した場合において過払込みの掛金等があるときは、直ちにこれを返還しなければならない。

2 前項の規定は、組合員が組合に対して支払うべき掛金等以外の金額を超過して組合に払い込んだ場合について準用する。

#### 第 6 章 財務

(寄附及び補助の受入れ)

第 12 条 組合は、寄附又は補助を受けることができる。

2 用途を指定した寄附又は補助は、その目的のほかには使用することができない。

#### 第 7 章 内部監査

(監査員)

第 13 条 理事長は、必要があると認めるときは、組合員のうちから監査員を命ずるものとする。

(監査)

第 14 条 施行規程第 171 条に規定する監査は、定期監査及び臨時監査とし、理事長又は前条に規定する監査員が行なうものとする。

2 定期監査は、毎事業年度末日現在において行なうものとする。

3 臨時監査は、出納主任に異動があつた場合及び理事長が必要と認めた場合に行なうものとする。

(監査員の権限)

第 15 条 監査員は、会計単位の長及び出納職員(それぞれ施行規程第 8 条及び第 22 条に規定する会計単位の長及び出納職員をいう。以下同じ。)又はこれらの代理者に対し、現金、預金通帳、帳簿、証拠書類等の提示、事実の説明、資料の作成その他監査に必要な事項を要求することができる。

(監査の立会)

第 16 条 監査員が監査を行なう場合には、会計単位の長及び出納職員は、監査に立ち会わなければならない。ただし、これらの職員が事故その他やむを得ない事情のため自ら立ち会うことができないときは、その代理者が立ち会わなければならない。

(監査報告書)

第 17 条 監査員は、監査が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した監査報告を作成し、理事長に提出しなければならない。

- (1) 監査年月日
- (2) 監査の対象となつた期間
- (3) 監査事項
- (4) 監査の結果の概況及び意見
- (5) 会計単位の長及び出納職員に対して直接注意した事項
- (6) 文書をもつて注意しなければならない事項
- (7) その他参考事項

(監査中の事故報告)

第 18 条 監査員は、監査中に重大な事故を発見したときは、直ちに理事長に報告しなければならない。

#### 第 8 章 雑則

(書類の保存期限)

第 19 条 次の各号に掲げる書類に係る施行規程第 165 条第 6 号に規定する運営規則で定める期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 例規 永久
- (2) 組合員原票、通算退職年金原票及び船員組合員原票 10 年
- (3) 前 2 号及び施行規程第 165 条第 1 号から第 5 号までに掲げる書類以外の書類 3 年

(地方公共団体等の報告)

第 20 条 施行規程第 173 条の規程により地方公共団体(法第 113 条第 5 項に規定する職員団体を含む。)は、毎月における個人別の組合員種別、標準報酬月額及び標準期末手当等の額並びにその他掛金の算定の基礎となる事項を報告するものとする。

(船員組合員証等)

第 21 条 第 6 条第 1 項の規定は、施行規程第 176 条第 3 項において準用する施行規程第 95 条から第 99 条までの規定により船員組合員証、船員組合員被扶養者証又は組合員証等再交付申請書を組合に提出する場合について、第 6 条第 2 項の規定は、施行規程第 176 条第 2 項の規定により船員組合員証若しくは船員組合員被扶養者証を船員組合員に交付する場合又は施行規程第 176 条第 3 項において準用する施行規程第 95 条から第 99 条までの規定により船員組合員証若しくは船員組合員被扶養者証を船員組合員に交付する場合について準用する。

(細則の制定)

第 22 条 この運営規則に定めるもののほか、組合の業務の執行に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### 附 則

この運営規則は、公布の日から施行し、昭和 37 年 12 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 38 年 4 月 1 日(共)公告第 6 号)

この規則は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 39 年 10 月 1 日(共)公告第 10 号)

この規則の変更は、昭和 39 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則の変更は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、昭和 62 年 3 月 24 日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この変更は、昭和 63 年 6 月 8 日から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

第 2 条 派遣法附則第 2 条及び派遣条例附則第 2 項の規定により派遣職員となる組合員に係る変更後の第 8 条の 3 の規定については、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この変更は、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成 7 年法律第 52 号)の施行の日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この変更は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則



この変更は、平成 20 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。